

防衛装備の海外移転の許可の状況
に関する年次報告書

平成27年10月
経済産業省

防衛装備移転三原則の運用指針（平成26年4月1日国家安全保障会議決定。以下「運用指針」という。）5.（1）により、経済産業省は、防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成することとされている。本報告は、平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第59号。以下「外為法」という。）に基づく防衛装備の海外移転の許可の状況につき取りまとめたものである。

1 安全保障貿易管理制度について

我が国をはじめとする主要国は、武器や軍事転用可能な貨物・技術が、自国及び国際社会の平和及び安全を脅かす国家やテロリスト等の懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、先進国を中心とした国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作って、各国と協調して貿易管理を行っている。我が国では、この安全保障の観点に立った貿易管理の取組を、外為法に基づき実施している。

2 防衛装備の海外移転について

防衛装備¹については、上記の安全保障貿易管理の対象となるため、防衛装備の海外移転を行おうとする者は、その移転の前に、外為法に基づく経済産業大臣の許可が必要になる。

政府は、昨年4月に、防衛装備の海外移転に関する外為法の運用基準として防衛装備移転三原則（平成26年4月1日閣議決定。以下「移転三原則」という。）及び同運用指針を策定しており、経済産業大臣は、この移転三原則及び同運用指針に従い、外為法の運用を適切に行うこととされている。

¹ 『本原則において「防衛装備」とは、武器及び武器技術をいう。武器とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げられているもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、武器技術とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。』（防衛装備移転三原則（平成26年4月1日閣議決定））

3 移転三原則及び運用指針の概要について

海外移転される防衛装備が、移転を禁止する場合（原則1）に該当せず、移転を認め得る場合（原則2）に該当し、かつ、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理が確保されている場合（原則3）に、その海外移転を認め得るとされる。

原則1 移転を禁止する場合

- ①我が国の締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ②国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国（武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国をいう。）への移転となる場合

原則2 移転を認め得る場合

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転として次に掲げるもの（平和貢献・国際協力の観点から積極的な意義がある場合に限る。）
 - ア 移転先が外国政府である場合
 - イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
- (2) 我が国の安全保障に資する海外移転として次に掲げるもの（我が国の安全保障の観点から積極的な意義がある場合に限る。）
 - ア 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転
 - イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転であって、次に掲げるもの
 - (ア) 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転
 - (イ) 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供
 - (ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供
 - (エ) 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転
 - ウ 自衛隊を含む政府機関（以下「自衛隊等」という。）の活動（自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。以下同じ。）又は邦人の安全確保のために必要な海外移転であって、次に掲げるもの
 - (ア) 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供（要修理品を良品と交換する場合を含む。）
 - (イ) 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出
 - (ウ) 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出
- (3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される

場合の海外移転

原則3 適正管理の確保

原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとするが、次に掲げる場合には、仕向先の管理体制の確認をもって適正な管理を確保することも可能とする。

- (1) 平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合
 - ア 緊急性・人道性が高い場合
 - イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
 - ウ 国際入札の参加に必要となる技術情報又は試験品の提供を行う場合
 - エ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
- (2) 部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合
- (3) 部品等をライセンス元に納入する場合
- (4) 我が国から移転する部品及び技術の相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
- (5) 自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
- (6) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合

上記について、特に慎重な検討を要する場合等については国家安全保障会議で審議することとし、同様の類型について過去に政府として海外移転を認め得るとの判断を行った実績がない場合等については国家安全保障会議幹事会で審議することとされる。

また、国家安全保障会議で審議された案件については、情報の公開を図ることとしており、平成26年度の審議案件については、巻末の参考資料のとおりである。

4 防衛装備の海外移転の個別許可に関する状況について

平成 26 年度に、経済産業大臣が行った防衛装備の海外移転の個別許可は 1,841 件である。

これらを運用指針の類型に沿って分類すると、「平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合」に該当するものが 49 件、「我が国の安全保障に資する場合」に該当するものが 1,731 件、「誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に該当するものが 61 件となる。

これらの詳細は以下のとおりである。

- 「平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合」に該当する海外移転は、自衛隊が行う国際連合平和維持活動に伴うものや、中国国内での遺棄化学兵器処理事業の実施に伴うものなどである。平成 26 年度では、例えば、中国向けに 29 件、南スーダン向けに 12 件が許可された。
- 「我が国の安全保障に資する場合」に該当する海外移転は、国際共同開発・生産に関するもの、安全保障・防衛協力の強化に資するもの、自衛隊を含む政府機関の活動に関するものや邦人の安全確保のために必要なものなどの多岐にわたる。このうち、平成 26 年度では、
 - ・ 国際共同開発・生産に関するものでは、米国向けに 7 件、イギリス向けに 5 件が許可され、
 - ・ 安全保障・防衛力の強化に資するものでは、米国向けに 5 件が許可され、
 - ・ 自衛隊を含む政府機関の活動に関するものでは、海外から購入している自衛隊の装備品に関する故障品の交換や修理のための購入元への一時的な輸出や、国内で製造する装備品の加工委託のための輸出等で 1,713 件、公人警護又は公人の自己保存のために 1 件が許可された。
- 「誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合」に該当する海外移転は、誤送品（誤って我が国に輸出された他国向けの物品）の返送や借用品（国内で一時的に借用していた物品）の返送などである。平成 26 年度では、例えば、誤送品の返送として 12 件、借用品の返送として 45 件が許可されている。

以上の海外移転について、それぞれの仕向地を含めて整理すると、次ページの表のとおりとなる。

個別許可の件数

| 防衛装備移転三原則の運用指針に基づく類型及び仕向先 | 件数 |
|---|-------|
| (1) 平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合 | |
| ア 移転先が外国政府 | 31 |
| 【仕向先】 中国(29)、複数(2) ^{※1} | |
| イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関 | 18 |
| 【仕向先】 南スーダン(12)、複数(6) ^{※2} | |
| (2) 我が国の安全保障に資する場合 | |
| ア 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との国際共同開発・生産に関する海外移転 | 12 |
| 【仕向先】 米国(7)、英国(5) | |
| イ 米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転 | 5 |
| (ア) 物品役務相互提供協定(ACSA)に基づく物品又は役務の提供に含まれる防衛装備の海外移転 | 0 |
| (イ) 米国との相互技術交流の一環としての武器技術の提供 | 0 |
| (ウ) 米国からのライセンス生産品に係る部品や役務の提供、米軍への修理等の役務提供 | 5 |
| 【仕向先】 米国(5) | |
| (エ) 我が国との間で安全保障面での協力関係がある国に対する救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る協力に関する防衛装備の海外移転 | 0 |
| ウ 自衛隊を含む政府機関(「自衛隊等」)の活動(自衛隊等の活動に関する外国政府又は民間団体等の活動を含む。)又は邦人の安全確保のために必要な海外移転 | 1,714 |
| (ア) 自衛隊等の活動に係る、装備品の一時的な輸出、購入した装備品の返送及び技術情報の提供 | 1,713 |
| 【仕向先】 米国(1406)、英国(178)、カナダ(32)、ドイツ(29)、フランス(26)、イスラエル(10)、オランダ(5)、スイス(3)、オーストラリア(2)、ニュージーランド(2)、シンガポール(2)、ベルギー(1)、中国(1)、イタリア(1)、スウェーデン(1)、ウクライナ(1)、複数(13) ^{※3} | |
| (イ) 公人警護又は公人の自己保存のための装備品の輸出 | 1 |
| 【仕向先】 アフガニスタン(1) | |
| (ウ) 危険地域で活動する邦人の自己保存のための装備品の輸出 | 0 |

| 防衛装備移転三原則の運用指針に基づく類型及び仕向先 | 件数 |
|--|--------------|
| (3) 誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、海外政府機関の警察官により持ち込まれた装備品の再輸出等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合 | |
| ア 誤送品の返送 【仕向先】 米国(9)、フランス(2)、オーストラリア(1) | 12 |
| イ その他 | |
| 借用品の返送 【仕向先】 米国(15)、イスラエル(10)、英国(4)、デンマーク(3)、ドイツ(3)、ベルギー(2)、カナダ(2)、フランス(2)、オーストリア(1)、オーストラリア(1)、オランダ(1)、ニュージーランド(1) | 45 |
| 不良品等の返送 【仕向先】 フランス(1)、カナダ(1) | 2 |
| 耐弾性試験のための輸出 【仕向先】 米国(2) | 2 |
| 合計 | 1,841 |

※1 米国・スウェーデン(1)、米国・中国(1)

※2 ジブチ・イエメン・オマーン・ケニア・セーシェル(4)、ジブチ・イエメン・オマーン・ケニア(2)

※3 米国・カナダ(3)、英国・ドイツ(3)、米国・英国(2)、ドイツ・フランス(2)、米国・ノルウェー(1)
米国・シンガポール(1)、米国・オーストラリア・シンガポール(1)

また、政府はこれまで、防衛装備の海外移転に関して、「武器輸出三原則等によらない」とする例外措置を講じてきた。移転三原則の策定以降は、このような例外措置を講じずに、国家安全保障会議での審議によって移転を認め得ることとした案件の概要を公表している。これらの案件との関係を整理すると下記のとおり。

| 武器輸出三原則等の例外化措置 | 概要 | 件数 | 運用指針の類型 | 仕向先 |
|--|---|----|---------|-------------------------|
| 国際連合平和維持活動等に対する協力と武器輸出三原則との関係について(平成3年9月19日関係省庁了解、平成13年12月7日一部改正) | 国際平和協力業務に従事する職員が携行する防衛装備の移転 | 12 | (1)イ | 南スーダン |
| 「中国国内における遺棄化学兵器処理事業の実施と武器輸出三原則等との関係」についての内閣官房長官談話(平成12年4月18日) | 遺棄化学兵器処理事業に関する防衛装備の移転 | 29 | (1)ア | 中国 |
| | | 1 | (1)ア | 米国・スウェーデン |
| | | 1 | (1)ア | 米国・中国 |
| 「弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発」に関する内閣官房長官談話(平成17年12月24日) | 弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する共同開発のための防衛装備の移転 | 7 | (2)ア | 米国 |
| ソマリア沖・アデン湾における自衛隊法第82条に基づく海上における警備行動等及び「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」に基づく海賊対処行動等と武器輸出三原則等との関係についての内閣官房長官談話(平成21年3月13日) | ソマリア沖・アデン湾における海賊対策に従事する隊員が携行する防衛装備の移転 | 4 | (1)イ | ジブチ・イエメン・オマーン・ケニア・セーシェル |
| | | 2 | (1)イ | ジブチ・イエメン・オマーン・ケニア |
| 「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話(平成23年12月27日) | 化学・生物防護技術に係る共同研究のための防衛装備の移転 | 1 | (2)ア | 英国 |

| 国家安全保障会議で認め得るとした案件 | 概要 | 件数 | 運用指針の類型 | 仕向先 |
|---|---|----|---------|-----|
| 英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について(平成26年7月17日) | 共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転 | 1 | (2)ア | 英国 |

5 防衛装備の海外移転の包括許可に関する状況について

防衛装備の海外移転については個別許可が原則であるが、一定の条件を満たした場合には例外的に一括して許可を行う包括許可がある。平成26年度の包括許可の類型と許可件数は下記のとおりである。

| 項目 | 条件 | 件数 |
|----------------------------|---|----|
| 自衛隊包括 (有効期間: 1年以内) | 下記の自衛隊の活動に係る防衛装備の移転である場合 ・自衛隊法第84条の3に基づく在外邦人等の輸送(事前訓練を含む) ・自衛隊法第100条の5に基づく国賓等の輸送(事前訓練を含む) ・日米ACSAIに基づく米国軍への物品又は役務の提供 ・日豪ACSAIに基づく豪州軍への物品又は役務の提供 ・国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動(事前訓練を含む) ・国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務(事前訓練を含む) ・海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動(事前訓練を含む) | 2 |
| 演習等包括 (有効期間: 1年以内) | 防衛省が海外で実施する演習、訓練、出張、留学、試験評価業務において使用する装備品等の輸出である場合 | 40 |
| 特別返品等包括 (有効期間: 3年以内) | 本邦において使用するために輸入されたものであって、不具合による返品、修理若しくは異品返品のための輸出である場合 | 3 |

※この他にも、我が国航空機に警乗する本邦警察官及び本邦に乗り入れる外国籍航空機に警乗する当該外国政府の警察官等が、スカイマーシャル活動(航空機警乗活動)に必要なものを携行する場合の輸出に対する、スカイマーシャル包括制度(有効期間1年以内)がある。

(以上)

【参考1】ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について

平成26年7月17日
内閣官房
外務省
経済産業省
防衛省

1. 本日、我が国がライセンス生産を行っているペトリオットPAC-2の部品であるシーカージャイロ（以下「ジャイロ」という。）の我が国から米国のライセンス元への移転（以下「本件海外移転」という。）について、「防衛装備移転三原則」（平成26年4月1日閣議決定）及び「防衛装備移転三原則の運用指針」（平成26年4月1日国家安全保障会議決定）に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 現在、米国はペトリオットPAC-2の量産を計画しているが、本件ジャイロは米国における生産が終了しており、生産ラインは存在していない。こうした中、本件海外移転については、米国によるペトリオットPAC-2の生産・維持に寄与するものとして、米国政府から我が国に関心が表明されていることから、米国との安全保障・防衛協力の強化に資するものであり、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。また、本件海外移転に際し、我が国企業が部品を生産することになることから、我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化、ひいては我が国の防衛力の確保に資するものである。さらに、本件海外移転の仕向先は米国であり、最終需要者はペトリオットPAC-2を生産する米国のライセンス元であり、適正管理の確実性は高い。加えて、ジャイロがペトリオットPAC-2の一部品であることや米国から要求仕様が明示されているライセンス生産品であること等を考慮すれば、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
3. 本件海外移転は、部品をライセンス元に納入するものであるため、仕向先の管理体制の確認をもって、適正な管理を確保することが可能である。そのため、最終需要者である米国企業からジャイロの管理体制を確認する。加えて、ジャイロが組み込まれたペトリオットPAC-2は米国以外の第三国に移転されることが想定されていることから、これを一元的に管理する米国国防省からPAC-2ユーザー以外への移転が厳しく制限されること等その管理体制についても確認する。これらにより、ジャイロの米国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。
4. 経済産業省においては、上記の国家安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づき、適切に対応することとする。

【参考】ペトリオットPAC-2及びジャイロの概要

ペトリオットPAC-2は、航空機等を迎撃するために米国が開発した地対空誘導弾であり、我が

国においては、平成4年度からライセンス生産を開始し、現在も航空自衛隊が運用している。今般海外移転を認め得る案件に該当することを確認したジャイロは、シーカー(目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置)に組み込まれている部品(全長約6cm)であり、このシーカーの向きを検知するものである。このジャイロは、米国のライセンス元からの要求性能を基に、汎用的な技術を用いて、我が国で生産している。

【参考2】英国との共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について

平成26年7月17日
内閣官房
外務省
経済産業省
防衛省

1. 本日、現在、事業開始に向け日英間で調整中のミサイルの誘導能力向上に関する共同研究(以下「本共同研究」という。)に係る我が国から英国へのシーカーに関する技術情報の移転(以下「本件海外移転」という。)について、「防衛装備移転三原則」(平成26年4月1日閣議決定)及び「防衛装備移転三原則の運用指針」(平成26年4月1日国家安全保障会議決定)に従い、国家安全保障会議で審議した結果、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
2. 本共同研究は、英国のミサイル関連技術に日本のシーカー技術を組み合わせた場合の性能等について、シミュレーションを通じて分析するものであり、日英間の安全保障・防衛協力の強化に資するほか、将来の自衛隊の能力向上に資する可能性があることから、我が国の安全保障の観点から積極的な意義を有する。さらに本件海外移転の仕向先は英国であり、最終需要者は英国国防省及びその契約者であり、適正管理の確実性は高い。加えて、シーカーはミサイルの能力を決定する重要な構成要素のひとつであるが、本件海外移転においては、本共同研究の成果情報を含めて、下記3. のとおり適正管理が確保されることとなっており、我が国の安全保障上の問題はないと認められる。
3. 本件海外移転は、「防衛装備品及び他の関連物品の共同研究、共同開発及び共同生産を実施するために必要な武器及び武器技術の移転に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定(以下「協定」という。)」に基づき、目的外使用及び第三国移転について、我が国の事前同意を英国政府に義務付けるものであるため、シーカーに関する技術情報の英国への移転後の適正な管理が確保されると認められる。
4. 日本政府は、今後、協定に基づく手続を正式に開始する。経済産業省においては、上記の国家

安全保障会議での審議の結果を踏まえ、本件海外移転に関する許可申請があった場合には、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)に基づき、適切に対応することとする。

【参考】ミサイルの誘導能力向上に関する日英共同研究の概要

英国のミサイル関連技術と日本のシーカー(目標を捜索・検知及び追尾するためのミサイルの構成装置)技術を組み合わせることにより誘導能力を向上させた空対空ミサイルの技術的実現可能性及び有効性について、シミュレーションにより分析を実施するものである。